



# Newsletter

ATSUMI & SAKAI  
www.aplawjapan.com

2025年2月3日

No. ITL\_010

## A&S ニュースレター「ビジネスと人権」シリーズ 第10回 企業サステナビリティ報告指令 (Corporate Sustainability Reporting Directive : CSRD) の概要と日本企業への影響

執筆者：弁護士 [谷崎 研一](#)

### I. CSRD 作成経緯及びその目的

2023年1月5日、欧州連合（EU）において、企業のサステナビリティ情報開示に関する新たな指針として、企業サステナビリティ報告指令（Corporate Sustainability Reporting Directive : CSRD<sup>1</sup>）が発効した。同指針の発効前までは、EUでは、非財務情報開示指令（Non-Financial Reporting Directive : NFRD<sup>2</sup>）に基づく開示が求められており、同指令の下では、EU域内における市場においてその証券が取引されているなど、公共の利益に関する法人（public-interest entities）に該当し（上場会社のほか、金融機関や保険会社がこれに該当する）、かつ、従業員数が500名を超える企業などに対してサステナビリティ開示が求められていた。新指令であるCSRDは、NFRDにより求められる非財務情報に関する情報開示の範囲及び開示対象企業を拡大するものである。

その背景には、NFRDの実効性に関する指摘がある。すなわち、①多くの企業が、温室効果ガス排出量や生物多様性に影響を与える要因など、主要なサステナビリティ関連トピックに関する重要な情報を開示していない、②サステナビリティ情報の比較可能性と信頼性が限定的である、③サステナビリティ情報を必要とする利用者にとって、多くの企業がそうした情報の報告を義務付けられていない、などである。そこで、データの信頼性を確保し、グリーンウォッシングや二重計上を回避するために、効果的な監査慣行を伴う、堅牢かつ利用可能な報告枠組みが明確に必要とされた（CSRD前文第13号）。

また、NFRDにおいて使用されている「non-financial」という用語の妥当性についても問擬されている。すなわち、「非財務」という用語は、問題となっている情報が財務的関連性を有していないこ

<sup>1</sup> Directive (EU) 2022/2464 of the European Parliament and of the Council of 14 December 2022 amending Regulation (EU) No 537/2014, Directive 2004/109/EC, Directive 2006/43/EC and Directive 2013/34/EU, as regards corporate sustainability reporting (<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX:32022L2464>)

<sup>2</sup> Directive 2013/34/EU of the European Parliament and of the Council of 26 June 2013 on the annual financial statements, consolidated financial statements and related reports of certain types of undertakings, amending Directive 2006/43/EC of the European Parliament and of the Council and repealing Council Directives 78/660/EEC and 83/349/EEC (<https://eur-lex.europa.eu/eli/dir/2013/34/oj/eng>)

とを暗示していることから、不正確なのではないかという指摘である。実際には、NFRD において開示されるべき情報には、財務的な関連性を有する場合が増加している。そこで、「非財務情報」という用語の代わりに「サステナビリティ情報」という用語を使用することが望ましいという指摘もなされている。

このように、CSRD は、従来 NFRD の下で非財務情報として開示されてきた情報の範囲を拡張するとともに、開示対象となる企業の範囲を拡張し、これにより、企業によるサステナビリティへの取組状況に関する透明性、信頼性、比較可能性を担保し、サステナブルな社会・経済の実現を目指すものであるといえる。

なお、CSRD は「指令」という位置づけであり、各 EU 加盟国においては、2024 年 7 月 6 日までに CSRD と同内容の国内法を整備することとされ（CSRD 第 5 条第 1 号）、国内法の制定作業も進んでいる。

## II. 開示媒体

サステナビリティ情報を開示すべき媒体について、NFRD ではマネジメントレポートの中での開示を原則として求める一方で、マネジメントレポートの中で開示場所を明示する場合には、マネジメントレポート以外で開示することが許容されていた。これに対して、CSRD においては、サステナビリティ情報の開示媒体はマネジメントレポートとされ、同レポートの中に専用のセクションを設け、サステナビリティ情報を明確に特定できる形で記載することが求められている（CSRD 第 1 条第 4 号）。なお、EU におけるマネジメントレポートとは、年次財務報告書（annual financial statements）と合わせて法定開示書類の一部とされている<sup>3</sup>（Directive 2013/34/EU 第 33 条）。すなわち、CSRD においては、サステナビリティ情報について、財務報告書と合わせて法定開示書類における開示が義務付けられることになる。

サステナビリティ報告はデジタル化された形態で提供することが求められており、最終的には、企業に関する公開情報の欧州単一アクセスポイント（European Single Access Point : ESAP）の一部を構成することも想定されている（CSRD 前文第 55 号）。

## III. CSRD における対象企業の範囲

### (1) 開示対象会社の拡張

NFRD において開示対象とされているのは、EU 域内における市場においてその証券が取引されているなど、公共の利益に関する法人（public-interest entities）に該当し（上場会社のほか、金融機関や保険会社がこれに該当する）、かつ、従業員数が 500 名を超える企業などに限定されており、その対象企業数は 11,700 社程度であるとされていた。

他方、CSRD においては、2024 年 1 月 1 日の当初の適用開始時点では、NFRD の開示対象企業のみが CSRD の規制対象とされているものの、その適用対象となる企業数は順次拡張していくことが予定されており（下記(2)参照）、最終的には約 49,000 社がその対象になることが想定されている。

### (2) CSRD の適用開始時期

上述のとおり、CSRD は 2024 年 1 月 1 日から開始される事業年度から適用されることになるが、その適用対象とされるのは従前の NFRD の適用対象企業である。その後、次のとおり、NFRD 適用

<sup>3</sup> Directive 2013/34/EU of the European Parliament and of the Council of 26 June 2013 on the annual financial statements, consolidated financial statements and related reports of certain types of undertakings, amending Directive 2006/43/EC of the European Parliament and of the Council and repealing Council Directives 78/660/EEC and 83/349/EEC (<https://eur-lex.europa.eu/eli/dir/2013/34/oj/eng>)

外の大規模企業、EU 域内で上場する中規模・小規模企業（零細企業（micro-undertakings）は除かれる）に対しても、次表のとおり順次適用対象が拡張される（CSRD 第 5 条）。

また、CSRD には、域外適用に関する規定も置かれている（CSRD 第 1 条第 14 号）。すなわち、①EU 域外の第三国に所在する親会社が、グループで又は単体で EU 域内で 2 会計期間継続して 15,000 万ユーロ超の純売上があること、②EU 域内に所在する子会社が (i)大規模企業に該当するか、(ii)中規模・小規模企業であって、EU 規制市場における上場企業に該当するか（零細企業（micro-undertakings）は含まない）の要件を充足する場合には、CSRD の域外適用の対象となる。EU 域内に子会社がない場合であっても、EU 域内に支店があり、その前会計年度の純売上が 4,000 万ユーロ超である場合には、同様に域外適用の対象となるとされている。この域外適用に関する規律の適用開始時期は 2028 年 1 月 1 日とされている（CSRD 第 5 条）。もっとも、この域外適用を受ける企業のためのサステナビリティ開示基準は、2024 年 6 月 30 日までに採択されることとされていたが、セクター別開示基準と同様（後述 4(2)参照）、2026 年 6 月 30 日まで採択期間が延長されている（他方、かかる採択期間延長の指令においても、域外適用に関する規律の適用開始時期については延期されていないように思われる）。

対象企業	対象企業の具体例	適用開始時期
NFRD の対象企業	大規模企業（large undertakings）に該当し、従業員 500 名以上の EU 規制市場上場企業及び銀行等	2024 年 1 月 1 日
大規模企業	大規模企業（large undertakings）に該当し、上記 NFRD の対象企業ではない企業	2025 年 1 月 1 日
中規模・小規模企業	中規模・小規模企業（small and medium-sized undertakings）に該当する、EU 規制市場上場企業。零細企業（micro-undertakings）は含まない。	2026 年 1 月 1 日
第三国企業	①：EU 域外の第三国に所在する親会社が、グループで又は単体で EU 域内で 2 会計期間継続して 15,000 万ユーロ超の純売上があること ②-1：EU 域内に所在する子会社が中規模企業に該当する、又は、中規模・小規模企業であって、EU 規制市場上場企業に該当すること（零細企業（micro-undertakings）は含まない） ②-2：EU 域内に支店があり、その前会計年度の純売上が 4,000 万ユーロ超であること	2028 年 1 月 1 日

なお、ここで、大規模企業、中規模企業、小規模企業、零細企業とは次のような条件を充足する企業と定義されている（EU 新会計指令<sup>4</sup>による変更後のもの）。

会社規模	考慮要素
大規模企業（Large undertakings）： 右記の 3 条件のうち少なくとも 2 つの条件を充足する企業	総資産：2500 万ユーロ超 純売上：5000 万ユーロ超 従業員数：250 名超
中規模企業（Medium-sized undertakings）： 右記の 3 条件のうち少なくとも 2 つの条件を充足する企業であって、零細企業（micro-undertakings）にも小規模企業（small undertakings）にも該当しない企業	総資産：2500 万ユーロ以下 純売上：5000 万ユーロ以下 従業員数：250 名以下
小規模企業（Small undertakings）：	総資産：500 万ユーロ以下

<sup>4</sup> Commission Delegated Directive (EU) 2023/2775 of 17 October 2023 amending Directive 2013/34/EU of the European Parliament and of the Council as regards the adjustments of the size criteria for micro, small, medium-sized and large undertakings or groups ([https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=OJ%3AL\\_202302775](https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=OJ%3AL_202302775))

会社規模	考慮要素
右記の 3 条件のうち少なくとも 2 つの条件を充足する企業	純売上：1000 万ユーロ以下 従業員数：50 名以下
零細企業（micro-undertakings）： 右記の 3 条件のうち少なくとも 2 つの条件を充足する企業	総資産：45 万ユーロ以下 純売上：90 万ユーロ以下 従業員数：10 名以下

#### IV. CSRD における開示情報の範囲

##### (1) ダブルマテリアリティの採用

CSRD においては、いわゆる「ダブルマテリアリティ」の考え方が採用されている（CSRD 前文第 29 号）。この考え方は、ESRS（欧州サステナビリティ報告基準（European Sustainability Reporting Standards））。後述する。）においてより明確にされており、①環境・社会が企業に与える財務的影響（Financial materiality）だけではなく、②企業が環境・社会に与える影響（Impact materiality）についても考慮することが求められている。その結果、いずれか一方の視点から重要とされた項目については開示対象となる（ESRS1 第 3.3 項～第 3.5 項）。

##### (2) CSRD における開示項目

CSRD に基づく開示項目は、①サステナビリティに関する共通の開示項目、②環境（E）に関する開示項目、③社会（S）に関する開示項目、④ガバナンス（G）に関する開示項目に分類することができる。その主な開示項目は次のとおりである。

分類	内容
サステナビリティに関する共通の開示項目	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ビジネスモデル・戦略</li> <li>・サステナビリティ項目に関連する時間軸を示した目標</li> <li>・サステナビリティ項目に関するマネジメントの役割、専門性等</li> <li>・サステナビリティ項目に関連する方針</li> <li>・マネジメントに対する、サステナビリティ項目にリンクしたインセンティブプラン</li> <li>・サステナビリティ項目に関連して実施されるデュー・ディリジェンスのプロセス</li> <li>・サステナビリティ項目に関連するリスク及びリスク管理方法</li> <li>・上記に関連する指標</li> </ul>
環境（E）に関する開示項目	<ul style="list-style-type: none"> <li>・気候変動の緩和</li> <li>・気候変動への適応</li> <li>・水・海洋資源</li> <li>・資源利用・サーキュラーエコノミー</li> <li>・汚染</li> <li>・生物多様性・エコシステム</li> </ul>
社会（S）に関する開示項目	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ジェンダー平等、同一労働同一賃金</li> <li>・職場環境等</li> <li>・人権関連の国連の指針や宣言等の人権・自由権等の尊重</li> </ul>
ガバナンス（G）に関する開示項目	<ul style="list-style-type: none"> <li>・サステナビリティ項目に関するマネジメントの役割、専門性等</li> <li>・内部統制・リスク管理態勢</li> <li>・企業倫理</li> <li>・ロビイング活動等の政治的影響力行使に関する活動・コミットメント</li> <li>・顧客、サプライヤー、地域との関係性の管理やその質</li> </ul>

但し、**CSRD** においては、具体的な開示項目の詳細は、欧州サステナビリティ報告基準（**European Sustainability Reporting Standards : ESRS**）において定めることが想定されており（**CSRD** 第 1 条 第 8 号）、同基準は 2023 年 7 月 31 日付で制定されている<sup>5</sup>。

この **ESRS** は次の 3 つのカテゴリーにより構成されている（**ESRS** 第 1.1 条）。

(a) cross-cutting standards
(b) topical standards (Environmental, Social and Governance standards)
(c) sector-specific standards

このうち、**cross-cutting standards** 及び **topical standards** は開示対象企業がその属するセクターに関係なく適用される基準とされている。また、**cross-cutting standards** は、**topical standards** にも **sector-specific standards** にも適用される規律であり、**ESRS1** 及び **ESRS2** がこれに相当するとされている。

さらに、開示項目について、**E**、**S**、**G** ごとに次のような項目が列記されている。

<b>E</b> （環境）	<b>ESRS E1</b>	気候変動
	<b>ESRS E2</b>	汚染
	<b>ESRS E3</b>	水・海洋資源
	<b>ESRS E4</b>	生物多様性とエコシステム
	<b>ESRS E5</b>	資源活用とサーキュラーエコノミー
<b>S</b> （社会）	<b>ESRS S1</b>	労働力
	<b>ESRS S2</b>	バリューチェーン上の労働力
	<b>ESRS S3</b>	影響を受けるコミュニティー
	<b>ESRS S4</b>	消費者とエンドユーザー
<b>G</b> （ガバナンス）	<b>ESRS G1</b>	ビジネスコンダクト

これらの項目は、いずれのセクターに帰属するのかわ問わず、開示対象企業全体に適用されるものである。

これに加えて、**CSRD** においては、石油や天然ガスを扱う産業や鉱業の企業に対して適用されるセクター別基準、中規模・小規模企業向け基準、域外適用企業向け基準についても、2024 年 6 月 30 日までに採択される予定とされていたが、2023 年 7 月 31 日付の指令に基づき、2026 年 6 月 30 日まで採択期限が延長された<sup>6</sup>。その背景的な事情としては、事業者に対する報告負担を軽減するため、事業者はまず、委任規則（**EU**）2023/2772（**ESRS** 共通項目）で定められたサステナビリティ報告要件の実施に重点的に取り組むべきであり、そのため、事業者が事業を展開するセクターに特有の報告分野及びサステナビリティに関する事項に関して規律する委任法令の採択期限は 2 年延期すべき、との説明がなされている。但し、かかる延期によって、2 年間の期間が経過する前に、欧州委員会が当該セクター固有のサステナビリティ基準を含む委任法令を公表することを妨げるべきではない、とされている。

<sup>5</sup> [https://eur-lex.europa.eu/eli/reg\\_del/2023/2772/oj/eng](https://eur-lex.europa.eu/eli/reg_del/2023/2772/oj/eng)

<sup>6</sup> Commission Delegated Regulation (EU) 2023/2772 of 31 July 2023 supplementing Directive 2013/34/EU of the European Parliament and of the Council as regards sustainability reporting standards ([https://eur-lex.europa.eu/eli/reg\\_del/2023/2772/oj/eng](https://eur-lex.europa.eu/eli/reg_del/2023/2772/oj/eng))

ESRS の共通項目において求められている情報開示は広範囲に及ぶ。ここでそのすべてを取り上げることはできないが、例えば、ESRS E1（気候変動）の項では、その開示目的として次の点が挙げられている。

（抄訳）

1. 本基準の目的は、サステナビリティ報告書の利用者が以下の内容を理解できるようにするための開示要件を規定することである。
  - (a) 気候変動に対してどのような影響を与えているのか（ポジティブ・ネガティブなインパクト、現実的・潜在的なインパクトの観点から）
  - (b) パリ協定（又は気候変動に関する最新の国際協定）に沿って、地球温暖化を1.5°Cに抑えることに適合する、過去、現在及び将来の緩和努力
  - (c) 持続可能な経済への移行に即した事業戦略及びビジネスモデルを適用するため、また、地球温暖化を1.5°Cに抑えることに貢献するための計画及び能力
  - (d) 各企業が実施したその他の行為、及び、現実的な若しくは潜在的なネガティブなインパクトを防止、緩和若しくは修復するための、又は、リスクや機会に対処するために実施した行為の結果
  - (e) 各企業による気候変動へのインパクト及び依存から生じる、重大なリスク及び機会の性質、種類、程度、並びに、それらの管理方法
  - (f) 気候変動へのインパクト及び依存から生じるリスク及び機会が及ぼす短期的、中期的、長期的な財務的影響

上述のような目的を達成するため、ESRS E1（気候変動）における開示項目として、①ガバナンス、②戦略、③インパクト、リスク及び機会の管理、④メトリックス及び目標の中項目ごとに開示事項が示されている。このうち、例えば、①ガバナンスについては、「マネジメントの構成員の報酬に気候関連の考慮事項がどのように組み込まれているか。これには、GHG 排出削減目標に対する実績が評価されているのか否か、及び、気候関連の考慮事項と関連付けられた報酬割合に関する情報が含まれる。」、②戦略については、「GHG 排出削減目標について言及した上で、各企業の目標がパリ協定に沿った地球温暖化を1.5°Cに抑制することと整合していることの説明」などが開示項目として指定されている。開示項目自体が多岐にわたっており、かつ、非常に詳細な開示が求められていることから、これに対応する企業の負担も大きくなることが想定される。

## V. 保証

企業によるサステナビリティ情報開示の信頼性を確保するため、CSRD に基づく報告については法定監査人（statutory auditors）又は監査法人（audit firms）等によって、サステナビリティ報告についての保証を実施することが義務付けられる。もっとも、サステナビリティ報告には将来予測を含むところ、これらの将来予測を含めて報告内容に対して合理的な保証を実施するための基準が確立されていないことから、保証レベルは段階的に引き上げられることが想定されている。すなわち、まずは限定的保証（limited assurance）が求められ、その後、合理的保証（reasonable assurance）への移行を検討することとされている（CSRD 第3条第15号）。その上で、欧州委員会は、限定的保証に係る基準に関する委任規則を2026年10月1日までに、また、合理的保証に係る基準に関する委任規則を2028年10月1日までに、それぞれ採択することとされている。また、EU加盟国は、欧州委員会により保証に係る基準が採択されるまでの間は、自国の保証基準、手続を適用することができるものとされている。

また、これらの保証を提供する主体として、法定監査人又は監査法人以外の第三者が許容されるのかについては次のように説明されている。すなわち、サステナビリティ報告に対する保証サービスについては、企業がより幅広い選択肢から独立した保証サービスプロバイダーを選べるようにすることが望ましい。したがって、加盟国は欧州議会及び理事会規則に従って、サステナビリティ報告に関する保証意見を提供する独立した保証サービスプロバイダーを認定することが認められるべきである。すでに加盟国からサステナビリティ報告の保証に関する認定を受けている独立保証サービス提供者は、引き続きその業務を継続することが認められるべきである（CSRD 前文第 61 号）。

## VI. 日本企業への影響

CSRD の発効により、日本企業においても一定の措置を講じることが求められる場合があり得る。CSRD の対象となるのは、基本的には EU 域内で事業活動を行う事業者であることから、典型的には、日本企業の欧州子会社も上述の大規模企業等に該当すれば、原則として CSRD の適用対象となる<sup>7</sup>。

また、上述のとおり、CSRD には、域外適用に関する規定も置かれており（CSRD 第 1 条第 14 号）、この域外適用に関する規律の適用開始時期は 2028 年 1 月 1 日とされている（CSRD 第 5 条）。

さらに、このような直接適用や域外適用の対象とならない企業であったとしても、CSRD に基づく情報開示対象となる取引先等から、上流又は下流のバリューチェーンにおける開示基準を充足するために、一定の開示を求められる可能性は考えられる。

これらの諸事情を考慮すれば、日本企業においても、CSRD について、直接適用される子会社がないか、域外適用される可能性はないか、セクター別開示基準の対象となっている事業を営んでいないか、取引先等からの開示要請があり得るか、というような観点から、CSRD の制度内容を把握しておく必要性は高いものと考えられる。

以上

---

<sup>7</sup> なお、親会社が EU 域外に所在する場合には、その親会社が CSRD において想定されている開示要求と同等のサステナビリティ開示を連結ベースで実施することにより、CSRD の開示義務を免除される旨の規定が設けられている（CSRD 第 1 条第 4 号 9 等参照）。

## 執筆者

弁護士 [谷崎 研一](#)（シニアパートナー、第二東京弁護士会）  
Email: [kenichi.tanizaki@aplaw.jp](mailto:kenichi.tanizaki@aplaw.jp)

## お問い合わせ先

本ニュースレターに関する一般的なお問い合わせは、下記までご連絡ください。  
渥美坂井法律事務所・外国法共同事業  
谷崎 研一 [kenichi.tanizaki@aplaw.jp](mailto:kenichi.tanizaki@aplaw.jp)

当事務所のニュースレターをご希望の方は[ニュースレター配信申込フォーム](#)よりお手続きをお願いいたします。

また、バックナンバーは[こちら](#)よりご覧いただけます。

このニュースレターは、現行の又は予想される規制を網羅的に解説したのではなく、著者が重要だと考える部分に限って、その概要を記載したものです。このニュースレターに記載されている意見は著者個人の意見であり、渥美坂井法律事務所・外国法共同事業（「渥美坂井」）の見解を示すものではありません。著者は明白な誤りを避けるよう合理的な努力は行いましたが、著者も渥美坂井もこのニュースレターの正確性を保証するものではありません。著者も渥美坂井も読者がこのニュースレターに依拠することによって生じる損害を賠償する責任を負いません。取引を行う場合には、このニュースレターに依拠せずに渥美坂井の弁護士にご相談ください。